

〔令和6年度〕

1. 排ガス中のばい煙測定結果（第三者機関による測定）

大津市北部クリーンセンター

[1号炉]

項目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測定日	R6.4.4	R6.7.1	R6.9.4				—
結果の得られた日	R6.4.24	R6.7.12	R6.9.26				—
硫黄酸化物 [ppm]	2	2	< 2				30以下
塩化水素 [ppm]	< 4	< 4	4				50以下
窒素酸化物 [ppm]	32	28	32				50以下
ばいじん [g/m <sup>3</sup> N]	< 0.001	< 0.001	< 0.001				0.01以下
全水銀 [ $\mu$ g/m <sup>3</sup> N]	9	< 2					30以下

[2号炉]

項目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測定日	R6.4.4	R6.7.1	R6.9.4				—
結果の得られた日	R6.4.24	R6.7.12	R6.9.26				—
硫黄酸化物 [ppm]	< 2	< 2	< 2				30以下
塩化水素 [ppm]	< 3	< 3	< 3				50以下
窒素酸化物 [ppm]	30	28	33				50以下
ばいじん [g/m <sup>3</sup> N]	< 0.001	< 0.001	< 0.001				0.01以下
全水銀 [ $\mu$ g/m <sup>3</sup> N]	< 2	< 2					30以下

備考： 測定値は全て酸素濃度12%換算値を示す。

※1 協定値は「環境保全協定書」の排出基準値を示す。

2. 排ガス中のダイオキシン類測定結果（第三者機関による測定）

[1号炉]

項目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測定日	R6.4.4	R6.7.1	R6.9.4				—
結果の得られた日	R6.4.24	R6.7.23	R6.9.26				—
ダイオキシン類 [ng-TEQ/m <sup>3</sup> N]	0.000018	0.000029	0.000022				0.05以下

[2号炉]

項目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測定日	R6.4.4	R6.7.1	R6.9.4				—
結果の得られた日	R6.4.24	R6.7.23	R6.9.26				—
ダイオキシン類 [ng-TEQ/m <sup>3</sup> N]	0.000048	0.000017	0.000018				0.05以下

備考： 測定値は全て酸素濃度12%換算値を示す。

※1 協定値は「環境保全協定書」の排出基準値を示す。

3. 焼却灰（主灰）、集じん灰中のダイオキシン類測定結果（第三者機関による測定）

項目	1回目	2回目	3回目(1号炉)	3回目(2号炉、集じん灰)	4回目	基準値 ※2
測定日	R6.4.4	R6.7.1	R6.9.20	R6.10.2		—
結果の得られた日	R6.4.24	R6.7.23	R6.10.16	R6.10.24		—
ダイオキシン類 [ng-TEQ/g]	焼却灰(主灰) 1号炉	0.0023	0.0020	0.000036	-	3以下
	2号炉	0.00070	0.0013	-	0.0029	
	集じん灰	0.18	0.076	-	0.17	

備考： ※2 基準値は「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく処理基準値を示す。